



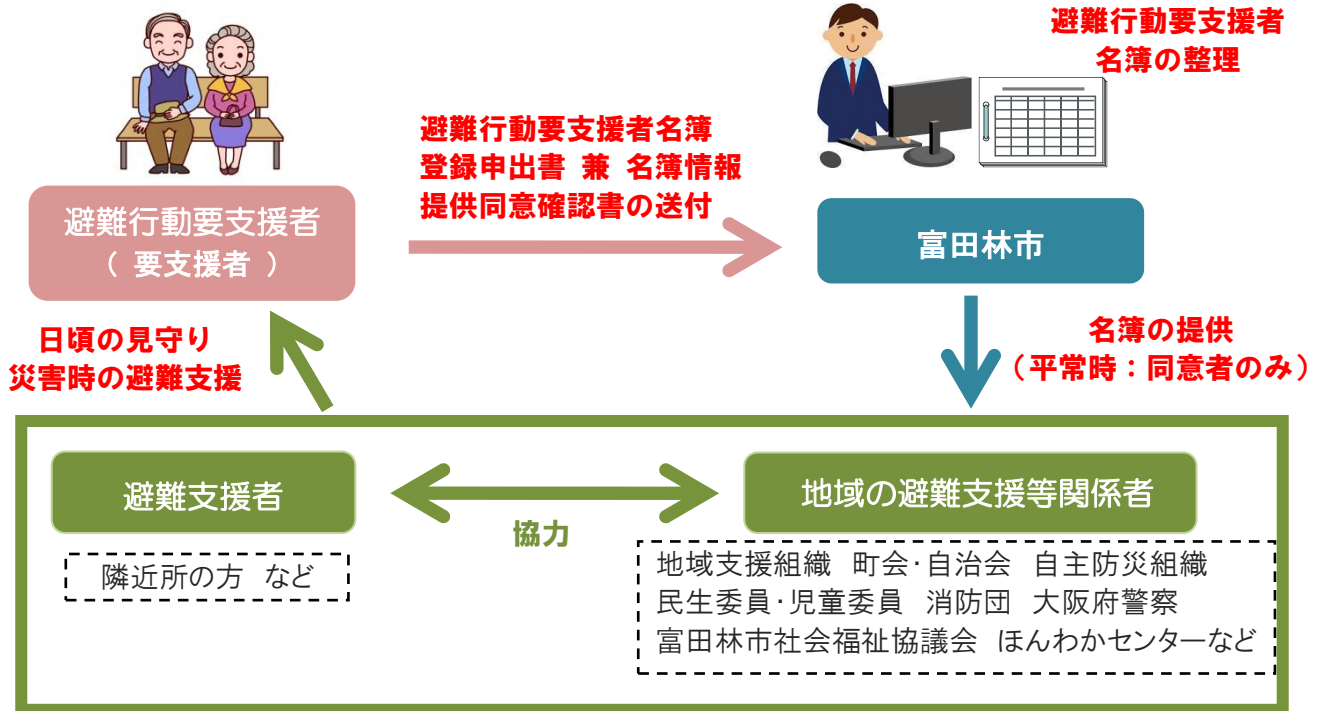
地域の絆が減災につながります！



# 災害時における避難行動要支援者の 避難支援制度について

## 避難行動要支援者 支援制度とは

高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を整備し、いざという時に地域における助け合いの力で、迅速な安否確認や避難支援を行う仕組みです。



## 避難行動要支援者 名簿対象者

以下の(1)から(5)までの要件に当てはまる方は、「避難行動要支援者名簿」に登録されます。(6)・(7)の方で登録を希望される方は、市役所へ登録申出書 兼 同意確認書の提出が必要です。

- (1)身体障がい者手帳 1 級・2 級の交付を受けている者
- (2)療育手帳A判定を受けている者
- (3)精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- (4)要介護3～5の認定を受けている者
- (5)障害者総合支援法による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- (6)65 歳以上で、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・日中に家族等が不在のため支援が必要で登録を希望する者
- (7)その他、災害時などに支援を必要とする者(妊産婦、日本語の理解が十分ではない外国人等)で登録を希望する者

※自力で避難できる方や、家族からの支援を受けて避難できる方、施設・病院に入所・入院中の方は名簿登録の対象外となります。

## 登録方法

「避難行動要支援者名簿」に登録するためには、市役所へ登録申出書の提出が必要です。

【受付窓口】 増進型地域福祉課

※郵送での提出も可能です。

【提出書類】 避難行動要支援者名簿登録申出書兼名簿情報提供同意確認書

※受付窓口もしくは、市ウェブサイトからダウンロードできます。

## ご注意

- ・避難支援者や、その家族が被災したとき、支援者自身に危険が及ぶ恐れのあるときなど、支援が困難な場合には、支援者による避難支援が実施されないことがあります。
- ・名簿の情報は、災害などが発生した場合に、同意の有無にかかわらず、安否確認などに活用するため、必要に応じて、町会・自治会、地域支援組織、自主防災組織その他の地域の支援関係者へ提供することがあります。
- ・避難支援者は、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・また、支援を希望される方自身も、自分の身は自分で守るという意識を持って、日頃から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

## Q&A

### Q1 名簿にはどのような内容が登録されているのですか？

A1 ①氏名②生年月日③性別④住所⑤電話番号その他の連絡先⑥支援を必要とする理由など



### Q2 避難行動要支援者名簿をどのようにして利用するのですか？

A2 同意が得られた方については、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供され、日頃の見守り活動などに利用されています。

### Q3 住所や電話番号など登録内容が変わった場合は、何か手続きは必要ですか？

A3 登録内容に変更があった場合は、変更申出書の提出が必要です。また、家族の支援が受けられる、施設入所・長期入院などで登録の必要がなくなった場合は、取消申出書の提出が必要です。  
様式は増進型地域福祉課にご連絡いただくか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

### Q4 個人情報漏えいすることはないのですか？

A4 名簿情報については、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。また、支援者に対し、守秘義務が課せられていることの説明を行い、個人情報の適正管理を図ります。

### Q5 名簿情報の平常時からの提供に不同意で回答するとどうなりますか？

A5 災害対策基本法に基づき、現に災害が発生し、要支援者の生命を守る必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、支援を行うよう協力を求めます。

## —地域の皆様へ—

災害時に、避難支援を必要としている方が、地域にいることをご理解いただき、町会・自治会等から避難支援者としての要請があった場合には、ご協力をお願いします。



[お問い合わせ先] 富田林市 子育て福祉部 増進型地域福祉課

電話 0721-25-1000(内線 275) FAX 0721-21-4782